

博物館法 〈抜粋〉

(博物館協議会)

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

岡山県立博物館協議会条例

(昭和46年6月25日)
岡山県条例第47号

(設置)

第1条 岡山県立博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、岡山県立博物館に岡山県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の任命の基準)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

2 (略)

岡山県立博物館協議会運営規則

(昭和46年7月1日)
岡山県教育委員会規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山県立博物館協議会条例(昭和46年岡山県条例第47号)第5条の規定に基づき、岡山県立博物館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、岡山県立博物館協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

3 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。

4 議長は、会議を主宰する。議長に事故のあるときは、副議長がその職務を代行する。

(招集)

第3条 会議は、岡山県立博物館長が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付すべき案件をあらかじめ各委員に通知して行なう。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(定足数及び表決)

第4条 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職員の説明及び資料の提出)

第5条 委員は、会議において関係職員に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(職員の出席)

第6条 関係職員は、会議に出席して意見を述べるができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。